

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社山梨中央銀行			コード	8360		
提出日	2025/5/23	異動（予定）日	2025/6/25				
独立役員届出書の提出理由	・増川道夫氏に関する「該当状況についての説明」の記載内容を変更するため。						
<input checked="" type="checkbox"/>	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）						

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	増川 道夫	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
2	加野 理代	社外取締役	○										○					有
3	市川 美季	社外取締役	○										○					有
4	永原 義之	社外監査役	○										○					有
5	水谷 美奈子	社外監査役	○										○					有
6	八巻 佐知子	社外監査役	○										○					有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	同氏とは通常の預金取引があります。また、同氏が代表理事長※を務めていた一般社団法人CD協会に対し、年会費等を年間3百万円程度支払っております。当行の預金及び経費に占める取引の規模・性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれないと考えられることから、概要の記載を省略します。 ※2023年6月16日付代表理事長退任	長年にわたり金融業界に携わられた豊富な経験や企業経営に関する幅広い見識を有しており、経営全般の監督と有効な助言を期待し、社外取締役として選任予定であります。また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しております、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し独立役員として指定しております。
2	同氏とは通常の預金取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模・性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれないと考えられることから、概要の記載を省略します。	弁護士として培われた専門的な知識や豊富な経験等を有しております、経営全般の監督と有効な助言を期待し、社外取締役に選任予定であります。また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しております、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し独立役員として指定しております。
3	同氏とは通常の預金取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模・性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれないと考えられることから、概要の記載を省略します。	地方行政に関する豊富な経験と、山梨県の幹部職員として培われた幅広い知識を有しております、当行の経営に係る重要な事項の決定と業務執行に対する監督等の役割が果たされることを期待し、社外取締役に選任予定であります。また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しております、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し独立役員として指定しております。
4	同氏とは通常の預金取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模・性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれないと考えられることから、概要の記載を省略します。	長年にわたり金融業界に携わられた豊富な経験や企業経営に関する幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役に選任予定であります。また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しております、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し独立役員として指定しております。
5	同氏とは通常の預金取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模・性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれないと考えられることから、概要の記載を省略します。	税理士として培われた専門的な知識や豊富な経験等を有しております、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役に選任予定であります。また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しております、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し独立役員として指定しております。
6	同氏とは通常の預金取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模・性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれないと考えられることから、概要の記載を省略します。	弁護士として培われた専門的な知識や豊富な経験等を有しております、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役に選任予定であります。また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しております、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し独立役員として指定しております。

## 4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
---

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。